

2019年7月

受益者の皆さんへ

野村アセットマネジメント株式会社

『野村テンプルトン・トータル・リターン
Aコース/Bコース/Cコース/Dコース』信託期間の延長について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社運用の投資信託「野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース/Bコース/Cコース/Dコース」（以下「当ファンド」）につきまして、信託期間を10年間延長し、新しい信託期間終了日を2031年5月13日とさせていただきましたことをご案内申し上げます。

当ファンドは2021年5月13日に信託期間の終了を迎える予定でした。弊社といたしましては、現在の商品性を維持し当ファンドの運用を継続することが受益者の皆様に望ましいと考え、2019年7月26日に信託約款の変更を行ない、信託期間を上記の通り延長いたしました。

今後とも、皆様のご信頼にお応えできますよう努力してまいる所存でございます。
尚一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

受益者の皆様へ

2019年7月29日



「野村テンプルトン・トータル・リターン」

分散投資規制の適用と 実質的な信託報酬率の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村テンプルトン・トータル・リターン」は、2019年7月に分散投資規制^{※1}に対応する約款変更を行ないました。また、同月の目論見書改訂におきまして、実質的にご負担いただく信託報酬率^{※2}の記載を変更しましたので、お知らせいたします。

※1 ここでの分散投資規制は、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための投資制限をいいます。

※2 実質的にご負担いただく信託報酬率とは、信託報酬に、ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加えた概算値です。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

分散投資規制の適用について

ファンドは、2019年7月に、分散投資規制へ対応する約款変更を行ないました。

当該変更への対応のため、主要投資対象に「FTIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン・ファンド」（以下、FTIFといいます。）と同様の運用方針であり、分散投資規制に即した運用を行なう外国投資法人である「FTSIF - テンプルトン・グローバル・トータル・リターン SIF」（以下、FTSIFといいます。）を2019年1月に追加しました。パフォーマンスへの影響を抑えるために徐々に入れ替えを行なっているため、2019年7月以降も当面の間は、「FTIF」および「FTSIF」を主要投資対象としますが、入れ替えが完了したところで、「FTSIF」のみとする約款変更を行なうことを予定しています。

実質的にご負担いただく信託報酬率の変更について

従来、実質的にご負担いただく信託報酬率は年1.8368%～1.8868%程度（税込）としておりましたが、「FTSIF」の組入比率が増加してきたため、2019年7月の目論見書改訂で記載を下記の通り変更いたしました。

今後、前述の入れ替えが完了するまでの期間、目論見書の定時改訂タイミングごとに実質的にご負担いただく信託報酬率の記載を変更する予定です。

＜実質的にご負担いただく信託報酬率＞

従来の目論見書	年1.8368%～年1.8868%程度（税込）
今回の目論見書 (2019年7月27日使用開始)	年1.7868%～年1.8568%程度 ^{※3} （税込）

※3 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年1.806%～年1.876%程度となります。